

令和5年度 第13回庁議要旨

日時：令和5年10月10日（火）

午前9時～午前9時40分

会場：庁議室

[審議事項]

1 令和6年度予算編成方針について（総務部）

限られた財源の中、財政の健全な運営及び事務事業の計画的かつ効率的な遂行を図るため、令和6年度予算編成に当たり、その基本方針を取りまとめ、予算編成説明会を通して職員へ周知するもの。

(1) 主な内容

(概要版)

I：本市の財政状況（令和6年度以降の見通し） II：予算編成の方針

(本編)

- 1 はじめに
- 2 国の財政と地方財政
- 3 本市の財政状況
- 4 予算編成の方針
- 5 むすび

(2) 今後の予定

令和5年10月11日	予算編成説明会
11月 1日	当初予算要求書提出期限
11月 6日～	担当者ヒアリング、所属長ヒアリング（※対象課のみ）、課長査定
12月 下旬	部長査定
令和6年 1月 上旬	市長査定
中旬	裁定通知

2 職員の高齢者部分休業について（総務部）

本年4月、地方公務員法の改正に伴い、本市職員の定年年齢を段階的に引き上げ、令和13年4月には65歳とすることとしているほか、組織全体としての活力の維持や高齢期職員の多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任等や定年前再任用短時間勤務の制度を導入した。

このような中、国から、高齢期職員の肉体的、精神的又は家庭の事情などの諸事情への対応として、高齢者部分休業制度の活用を求められている。

高齢期職員の部分休業の取得を可能とし、多様な働き方のニーズに対応する。

(1) 主な内容

ア 制度概要

公務の運営に支障がないと認められる場合に、職員からの申請に基づき、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分を単位に部分休業の取得を承認するもの。

イ 対象職員

一般職の職員（任期の定めのない常勤職員に限る。）で、年齢が55歳以上の者

※労務職員も対象とする。

ウ 取得可能期間

55歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後で職員が申請した日から定年退職日まで
の間

エ 部分休業期間中の給与

- (ア) 給料 勤務しない時間について無給とする。
- (イ) 期末手当 部分休業期間の2分の1を在職期間から除算する。
- (ウ) 勤勉手当 部分休業期間の全期間を除算する。
- (エ) その他手当 勤務しない時間や日数に応じて減額する。

オ 退職手当の取扱い

退職手当の算定において、部分休業期間の2分の1を勤続期間から除算する。

(2) 今後の予定

令和5年12月 市議会第4回定例会に石巻市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）

[報告事項]

1 令和5年度石巻市総合防災訓練に実施について（総務部）

令和4年5月10日に宮城県津波浸水想定が公表されたことに伴い、今年度、地域防災計画及び津波ハザードマップの改訂を行ったことから、改めて住民に対し避難の重要性や正しい防災知識を周知・啓発する必要がある。

防災訓練を実施することにより、地域の連携と市民の自助・共助の意識の更なる高揚を図る。

(1) 主な内容

ア 日時：令和5年11月5日（日）

（ステージ1）

(ア) 市内一斉シェイクアウト訓練（午前8時30分～8時35分）

（公式訓練音源等で実施する場合は、令和5年10月29日から令和5年11月4日まで実施可能。※主に事業所及び学校向け）

(イ) 津波を想定した避難訓練（午前8時35分～）

大津波（L2）を想定した避難訓練を行い、避難訓練後、緊急避難場所にてアンケート調査を実施し、避難完了までにどの程度の時間が必要か、どのような課題があるか等の調査を行う。

なお、開場する避難場所は、緊急避難場所・屋内避難場所担当制度に基づく、休日・夜間における津波警報及び大津波警報で開場する本庁地区の緊急避難場所の計28か所及び各総合支所の避難場所とする。

（ステージ2）

自主防災組織等による自主的な防災訓練（津波避難訓練終了後）

地域住民と学校が連携し、避難所開設訓練、炊き出し訓練、初期消火訓練など地域の実情に応じた訓練を自主的に企画し実施する。

また、訓練実施に当たり、物品の貸出等の希望があれば対応するほか、自主防災組織等の希望により、防災士協議会から防災士の派遣を行う。

イ 内容

「令和5年度石巻市総合防災訓練チラシ」のとおり

(2) 今後の予定

- 令和5年10月 公共施設、広報掲示板等へのポスター掲示
各学校等へシェイクアウト訓練への参加依頼
町内(区)会長及び自主防災会長への訓練参加動向調査依頼
訓練周知チラシの全戸配付
ホームページ等による周知
訓練従事職員への業務説明会実施(10月17日、18日予定)
- 11月 訓練参加者へのアンケート実施(訓練当日)

2 桃生地区3小学校の廃止と桃生小学校の設置について(教育委員会)

少子化や東日本大震災の影響により、適正規模を下回る学校が市内全域で増加傾向にあることから、令和元年11月、「石巻市立小・中学校学区再編計画」を策定し、小・中学校の適正規模・適正配置の実現を進めてきた。

本年4月、桃生地区3小学校のPTA会長連名により、桃生地区3小学校の統合に向けた検討を早急に進めるよう、教育委員会に要望書が提出され、これまで3小学校PTAや地区住民等に対し、統合に向けた説明会等を開催し、令和6年度をもって3校を閉校し、新たに桃生小学校へ統合することについての協議が調った。

桃生地区3小学校PTAからの要望を尊重し、統合を速やかに進め、教育環境の充実を図る。

(1) 主な内容

桃生地区においては、児童数の減少により、桃生小学校が令和6年度から、中津山第一小学校が令和8年度から複式学級となる状況にあることから、桃生地区3小学校を閉校し、新たに桃生小学校を設置するもの。

ア 閉校及び開校について

- (ア) 桃生地区3小学校の閉校は、令和7年3月31日とする。
(イ) 新たな桃生小学校の開校は、令和7年4月1日とする。

イ 統合後の名称及び校舎所在地等について

- (ア) 名称及び所在地：石巻市立桃生小学校(石巻市桃生町檜崎字高附5番地)
※統合後の校舎は、現「桃生小学校」を使用する。
(イ) 通学支援：遠距離通学となる児童への支援策を講ずる。
(ウ) その他：統合後は中学校との小中一貫教育を目指しながら、教育環境の充実を図る。

(参考) 児童数について

(令和5年5月1日現在)

No.	学校名	令和5年度		令和7年度(見込み)	
1	中津山第一小学校	74人	計251人	64人	計205人
2	中津山第二小学校	106人		91人	
3	桃生小学校	71人		50人	

(2) 今後の予定

- 令和5年10月 桃生地区3小学校統合準備委員会の開催
12月 市議会第4回定例会に石巻市立学校設置条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和7年4月1日)

- 令和6年 1月 令和6年教育委員会定例会において、石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部改正について提案（施行予定年月日：令和7年4月1日）
- 2月 市議会第1回定例会において関係当初予算案について提案
- 令和7年 2月 県教育委員会に、桃生地区3小学校の廃止届と新たな桃生小学校の設置届提出
- 3月 桃生地区3小学校の閉校式
- 4月 桃生小学校の開校式

【その他】

なし

以上